

岐阜市斎苑ガス需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市斎苑で使用するガス
- (2) 供給場所 岐阜市上加納山4717番地4
- (3) 供給建物 岐阜市斎苑
- (4) 業種及び用途 官公庁（斎場）

2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス（13A）
- (2) 供給熱量 45MJ/m³
- (3) 供給圧力 中圧及び低圧
- (4) 予定使用量等 別紙のとおり
- (5) 供給期間 令和7年3月の検針日の翌日から令和8年3月の検針日まで
- (6) 計量器（取引メーター）

No.	メーター番号			引込圧力	契約最大使用量の判定方法	設置場所	主な使用機器
	型式	号数	番号				
1	RD	65	500007	中圧B	負荷計測器	火葬棟（内）	火葬炉
2	RD	65	500002	中圧B	負荷計測器		
3	ND	100	4826	低圧	負荷計測器		ボイラー、空調等
4	ND	6	1790	低圧	負荷計測器	待合所（外）	GHP

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

- (7) 需給地点
岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点
- (8) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

3 その他特記事項

- (1) ガス料金の計算方法
 - ア ガス料金の算定は、1ヶ月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。）の使用量により行うものとする。
 - イ 毎月のガス料金＝定額基本料金＋（従量料金単価＋原料費調整額）×使用量
（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 原料費調整額は、岐阜市を供給区域とする旧一般ガス事業者の基本約款に定める金額とし、適用期間についても同様とする。
 - エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。
 - オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
 - カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。
- (2) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者受注者協議のうえ、決定する。
- (3) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
なお、負荷計測器設置にあたっては、ガス使用量のデータをパルス信号で中央監視盤に蓄積する既

設システムに支障がないように設置すること。

- (4) ガス料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定されたガス料金を発注者に請求するものとする。
- (5) 毎月の請求書等は岐阜市市民生活部市民生活政策課へ送付すること。
- (6) 支払いは、納付書による入金のほか、指定の口座への振込みとする。
- (7) 受注者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。
- (8) 現在のガス供給者 東邦瓦斯株式会社
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

担当
市民生活部斎苑
則竹
TEL 058-245-0228

予定使用量等

契約最大使用量	592 m ³ /h		
各年月 (検針月)	予定ガス使用量 (m ³)		
	中圧	低圧	合計
令和7年4月	25,400	3,400	28,800
令和7年5月	30,100	11,100	41,200
令和7年6月	27,300	13,400	40,700
令和7年7月	27,700	23,500	51,200
令和7年8月	32,100	26,200	58,300
令和7年9月	31,400	18,900	50,300
令和7年10月	33,100	13,500	46,600
令和7年11月	27,500	6,500	34,000
令和7年12月	29,500	11,900	41,400
令和8年1月	35,800	14,100	49,900
令和8年2月	29,800	10,000	39,800
令和8年3月	32,000	8,400	40,400
合計	361,700	160,900	522,600

※いずれも予定数値であり、実際の使用量においては、検針による。また、発注者の都合により
予定数量を上回り、又は下回ることができる。

(参考)

令和5年から令和6年の実績値（令和5年10月～令和6年9月） 計 508,355 m³